

## ○提出資料

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するに当たって、必要とされる提出資料は以下のとおりです。なお、カテゴリー1及び2に分類される機関に雇用される場合は(1)から(5)まで、カテゴリー3に分類される機関に雇用される場合は(1)から(9)まで、カテゴリー4に分類される機関に雇用される場合は(1)から(10)までの資料が必要です。

※ カテゴリー1には、①日本の証券取引所に上場している企業、②保険業を営む相互会社、③日本又は外国の国・地方公共団体、④独立行政法人、⑤特殊法人・認可法人、⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人、⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人が、カテゴリー2には、前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人が、カテゴリー3には、前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)が、カテゴリー4には、カテゴリー1から3のいずれにも該当しない団体・個人が当てはまります。

### (1) 在留資格変更許可申請書

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

### (2) 写真(縦4cm×横3cm)

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。  
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

### (3) パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。)

※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

### (4) 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書

カテゴリー1：四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)

主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し)

カテゴリー2及びカテゴリー3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)

### (5) 専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書

### (6) 別紙3に掲げる教育機関の専攻科・コースを卒業した者については、当該教育機関の卒業証明書及び経済産業省からファッションデザイン教育機関に対し交付された通知書の写し

### (7) 申請人の活動内容等を明らかにする次のいずれかの資料

- ア 労働契約を締結する場合  
労働基準法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書
  - イ 日本法人である会社の役員に就任する場合  
役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し
  - ウ 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合  
地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書
- (8) 申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書
- ア 申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書
  - イ 学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書
    - (ア) 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。  
なお、DOEACC 制度の資格保有者の場合は、DOEACC 資格の認定証（レベル「A」、  
「B」又は「C」に限る。）
    - (イ) 在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等  
専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科  
目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。）
    - (ウ) IT 技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」  
に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書  
※ (5) の資料を提出している場合は不要
    - (エ) 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合  
（大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、  
関連する業務について 3 年以上の実務経験を証明する文書
- (9) 登記事項証明書
- (10) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
- ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が  
詳細に記載された案内書
  - イ その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書
  - ウ 登記事項証明書
- (11) 直近の年度の決算文書の写し
- (12) 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を  
明らかにする資料